

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農業経営課

法令名		農業経営基盤強化促進法				法令番号		昭和 55 年法律第 65 号											
手続名		農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認				根拠条項		第 8 条 3 項											
審査基準		○ 都道府県知事は、事業規定の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、承認をするものとする。																	
		一 基本方針に適合するものであること。																	
		二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。																	
		三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。																	
受付機関		農業経営課		処理機関		農業経営課		交付機関		農業経営課		標準処理期間		2 週間		目次			
												標準経由期間		－		No.			